

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射線管理区域における「蓄電池設備点検業務委託」において、当社マニュアルに基づく「放射線作業計画書」の未提出が認められたため、対応検討	GⅡ	
2	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）海水側ドレン弁（2次弁）に微量のシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	定期事業者検査「非常用ガス処理系機能検査（運1）」において、検査期間中は原子炉建屋内での有機溶剤の使用を禁止していたにもかかわらず、塗装作業での有機溶剤の使用が認められたため、当該検査を中断し、チャコールフィルタの性能を評価及び対応検討	GⅡ	
4	2号機	所内ボイラ加熱蒸気及び復水戻り系配管のドレントラップに動作不良（開固着）が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	GⅢ	
5	4号機	燃料交換機制御盤内電源装置の点検において、電源装置予備基板の故障が認められたため、当該装置を次回点検時に交換	GⅢ	
6	4号機	アラップ主排気ファン建屋入口扉に開閉不良（ドアクローザの破損）が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	廃棄物地下貯蔵設備使用済樹脂貯蔵タンクレベル記録計に指示値不良（ハンチング及び指示値低目）が認められたため、当該レベル記録計を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン（A）カップリング部の電動機側潤滑油シール部品に破損が認められたため、当該シール部品を交換	GⅢ	
9	5号機	主発電機密封油処理装置の真空ポンプ（B）ドレン受け容器用ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	
10	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（C）グランド部にシール水リーク量の増加が認められたため、当該グランド部を増し締め	GⅢ	
11	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）グランド部にシール水リーク量の増加が認められたため、当該グランド部を増し締め	GⅢ	
12	集中環境施設	集中環境施設中央制御室の保安電話（構内連絡用電話）の電話回線に不通が認められたため、当該電話回線を点検・修理	GⅢ	
13	集中環境施設	焼却工作建屋地下1階工作建屋側入口扉が仮設スロープと干渉し、開閉操作困難が認められたため、対応検討	GⅢ	
14	集中環境施設	ペレット等固化設備（1階エリア）の監視用カメラに映像不良が認められたため、当該カメラを点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	集中環境施設	焼却工作建屋 1 階ドラム缶搬出入室の扉用ドアストッパの破損が認められたため、当該ドアストッパを修理	G III	
16	その他	構内消防設備の点検において、防火ダンパの動作不良、避難誘導灯の不点灯等（計 26 件）の設備不具合（経年劣化と推定）が認められたため、当該不具合箇所を修理	G III	